

2011年10月18日

原子力損害賠償紛争審査会 御中

「自主的」避難に幅広い賠償を認めるべき  
自主避難者・避難希望者の声をきいて下さい

私たちは、自主的避難に対する正当な賠償を求め、避難者および避難希望者の皆様と活動をおこなってきており、過日、「自主的避難者などが審査会に意見を言う場を設定すべき」との要請をださせていただきました。次回の紛争審査会において、自主避難者の意見聴取が行われるとのこと、一歩前進であると考えております。

福島には、高い放射線量におびえながらも、経済的な理由で避難に踏み切れず、不安の中で暮らす人たちがいます。とりわけ、子どもや妊婦への影響が懸念されます。しかし、現在、自主的避難に踏み切っても、賠償が支払われる保証はありません。

私たちは、政府が避難区域の基準としている年 20 ミリシーベルトは、国内法令や国際基準に照らして極めて高いと考えています。たとえば日本の法令に照らしても、一般公衆の被ばく線量は年 1 ミリシーベルト、放射線管理区域の基準は年 5.2 ミリシーベルトです。さらに、現在の避難区域基準は、子ども・妊婦にも一律に適用されています。同じように考えている福島県民は少なからずおり、こうした住民が、家族を守るために、日本の国内法令を基準にして避難を決意したとしても、それは極めて合理的な判断なのではないでしょうか。

私たちは、また、一律的な避難区域の外に幅広く「選択的避難区域」を認めるべきであると考えています。さらに、私たちは、除染には長期的な取り組みが必要であり、避難政策と除染は両立させるべきであると考えています。除染をすることを理由に避難をさせない、現在の国および自治体の政策には問題があります。

政府が定めた避難区域外からの避難であっても、避難費用や生活費等に対する賠償が幅広く認められるべきです。また、とどまらざるを得なかった住民に対しても、不安の中で暮らさざるを得ない状況に対する慰謝料等を認めるべきです。

私たちは、原子力損害賠償紛争審査会に対して、以下を求めます。

1. 4月22日以後の避難も含め、避難区域外からの「自主的」避難者、とどまらざるを得なかった住民に対して、幅広い賠償を認めること。仮に空間線量での基準を設けざるをえない場合は、日本の既存の国内法令に照らして判断すること
  2. 自主的避難をせざるを得なかった住民、自主的避難を希望している住民、自主的避難に関して提言を行ってきた市民団体等が、審査会に対して直接意見を言う場を、複数回、設定すること。
  3. 市民からの意見書および意見を裏づける資料を、審査会の検討資料として配布すること
- 以上

自主避難された方々、避難希望者、自主避難者を支援する方々の「声」をまとめましたので、ここに提出させていただきます。

国際環境 NGO FoE Japan (エフ・オー・イー・ジャパン)  
福島老朽原発を考える会 (フクロウの会)